

地域計画（東笠取地域）

地域計画

策定年月日	令和7年3月〇日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	宇治市 (24204)
地域名 (地域内農業集落名)	東笠取 (東笠取)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	10.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	10.1 ha
② 田の面積	5.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻を中心とし、花卉や野菜、椎茸なども生産している。
- ・狭小・変形な農地が多く、特に棚田・段々畑では、大型の農機具が使えないなど農業基盤が整っておらず効率化が図りづらい。
- ・高齢者が多く、後継者の確保が特に困難な状況にある。
- ・市街地から離れており、車への依存度が高い。一方で高齢化により、農産物の出荷が困難になる可能性が高い。
- ・高齢等により農業を続けられないと考える農業者と自分たちの地域を守りたいと考える農業者の双方がいる。
- ・鹿、イノシシなどの鳥獣被害が多く、年々増加傾向にある。農業所得にも影響が出はじめている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も水稻を中心とし花卉や椎茸の生産を行い、優良な農地を守っていく必要がある。地域では高齢化が進行しており、将来の耕作者が決まっていない農地が多い。近隣の宇治市総合野外活動センタークトパル宇治(以下、「クトパル宇治」とする。)との協力を図り、クトパル宇治が行う農産物の販売会を拡充し、地産地消の取組の促進を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地所有者が農地を別の農業従事者に引き継ぐ場合には、農地中間管理機構を通じて行うこととし、農地の集積・集約を図る。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	11.0 %	将来の目標とする集積率	11.0 %
--------	--------	-------------	--------

※地域計画記載マニュアル(京都府作成)より

「担い手」とは、4類型の(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営)のことを指す。

現状の集積率=4類型の現状経営面積÷区域内の農用地等面積

$$=1.114\text{ha} \div 10.099\text{ha} \approx 11.0\%$$

将来の集積率=4類型の目標経営面積÷区域内の農用地等面積

$$=1.114\text{ha} \div 10.099\text{ha} \approx 11.0\%$$

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

目標とする集積率11.0%を超える集積率が達成できるよう、新たな農地の譲渡等があった場合は、農地中間管理機構を活用し、将来の経営農地の集約化や作付品目ごとの集団化(ゾーニング)を目指す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組

規模拡大意向のある農業者に農地の積極的な配分ができるよう農地中間管理事業のマッチング優先順位等の検討を進め、効率的な営農ができるよう調整を図る。また、市街地で生産している農業者が、当地区で農地を拡大する取組に対する支援策を検討する。さらに、農地の流動化を進め集積・集約に向けた支援策の検討や、耕作放棄地発生抑制のための支援策の検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地所有者が農地を別の農業従事者に引き継ぐ場合には、農地中間管理機構を通じて行うこととし、農地の集積・集約を図る。

(3) 基盤整備事業への取組

農地の集積・集約を促進するため、基盤整備事業に関する財源確保や地元負担の在り方などの研究を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域の意向を踏まえながら地域内外から多様な経営体を募り、担い手として育成していくために、京都府やJAと連携を図り、新たな新規就農者への支援策の検討を進める。また、山の傾斜地にある農地を活かし、獣害が少なく、将来的に産地化できる品目や外部から人を呼び込む新たな取組みの検討を進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

現時点では、該当する農業支援サービス事業者はないが、地域の特性を生かすことができるよう、調査・検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策:気象・生息環境の変化により鳥獣被害が増えてきている。イノシシ・鹿捕獲用の大型箱罠やキツネ捕獲用檻の購入、また侵入防止用柵への補助を検討するなど、獣友会と調整し、有害鳥獣の対策を進める。
 ⑩その他(経営支援):農地の集約化や規模拡大等に伴う新たな投資への支援策の拡充の検討を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		別紙参照		ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	25経営体		10.1 ha	0 ha		10.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2、「経営面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区的対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

別 紙

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)					
		属性	公表付番	経営作物等	経営面積(ha)	作業受託面積(ha)	経営作物等	経営面積(ha)	作業受託面積(ha)	目標地図上の表示
1 利用者	15 水稲、野菜		1.396				水稻、野菜	1.396		15
2 利用者	29 水稲、野菜			1.199			水稻、野菜	1.199		29
3 認農	14 水稲、野菜、花卉			1.114			水稻、野菜、花卉	1.114		14
4 利用者	20 水稲、野菜			0.958			水稻、野菜	0.958		20
5 利用者	18 水稲、野菜			0.694			水稻、野菜	0.694		18
6 利用者	25 水稲、野菜、茶			0.563			水稻、野菜、茶	0.563		25
7 利用者	17 水稲、野菜			0.531			水稻、野菜	0.531		17
8 利用者	33 水稲			0.457			水稻	0.457		33
9 利用者	28 水稲、野菜			0.405			水稻、野菜	0.405		28
10 利用者	31 水稲			0.401			水稻	0.401		31
11 利用者	22 水稲、野菜			0.367			水稻、野菜	0.367		22
12 利用者	24 水稲、野菜			0.345			水稻、野菜	0.345		24
13 利用者	23 野菜			0.314			野菜	0.314		23
14 利用者	27 水稲			0.213			水稻	0.213		27
15 利用者	19 水稲、野菜			0.207			水稻、野菜	0.207		19
16 利用者	30 水稲、野菜			0.181			水稻、野菜	0.181		30
17 利用者	16 水稲、野菜			0.165			水稻、野菜	0.165		16
18 利用者	37 水稲			0.126			水稻	0.126		37
19 利用者	34 水稲			0.092			水稻	0.092		34
20 利用者	38 水稲			0.091			水稻	0.091		38
21 利用者	26 野菜			0.080			水稻	0.080		26
22 利用者	32 野菜			0.074			野菜	0.074		32
23 利用者	21 水稲			0.064			水稻	0.064		21
24 利用者	36 野菜			0.031			野菜	0.031		36
25 利用者	35 野菜			0.031			野菜	0.031		35
※その他				0.000				0.000		
営面積合				10.099				10.099		

【属性ごとの集計】

区分	現状				10年後				
	経営面積		小計		経営面積		小計		
担い手	認農 (認定農業者)	1.114	(11.0%)	1.114	(11.0%)	1.114	(11.0%)	1.114	(11.0%)
	認就 (認定新規就農者)	-	(0.0%)			-	(0.0%)		
	到達 (基本構想水準到達者)	-	(0.0%)			-	(0.0%)		
	集営 (集落営農)	-	(0.0%)			-	(0.0%)		
利用者	8.985	(89.0%)	8.985	(89.0%)	8.985	(89.0%)	8.985	(89.0%)	
その他	-	(0.0%)	-	(0.0%)					
合計	10.099	(100.0%)	10.099	(100.0%)	10.099	(100.0%)	10.099	(100.0%)	

認定:認定農業者

農業経営基盤強化促進法第12条に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた個人
又は法人

認就:認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、青年等就農計画の認定を受けた個
人又は法人

到達:基本構想水準到達者

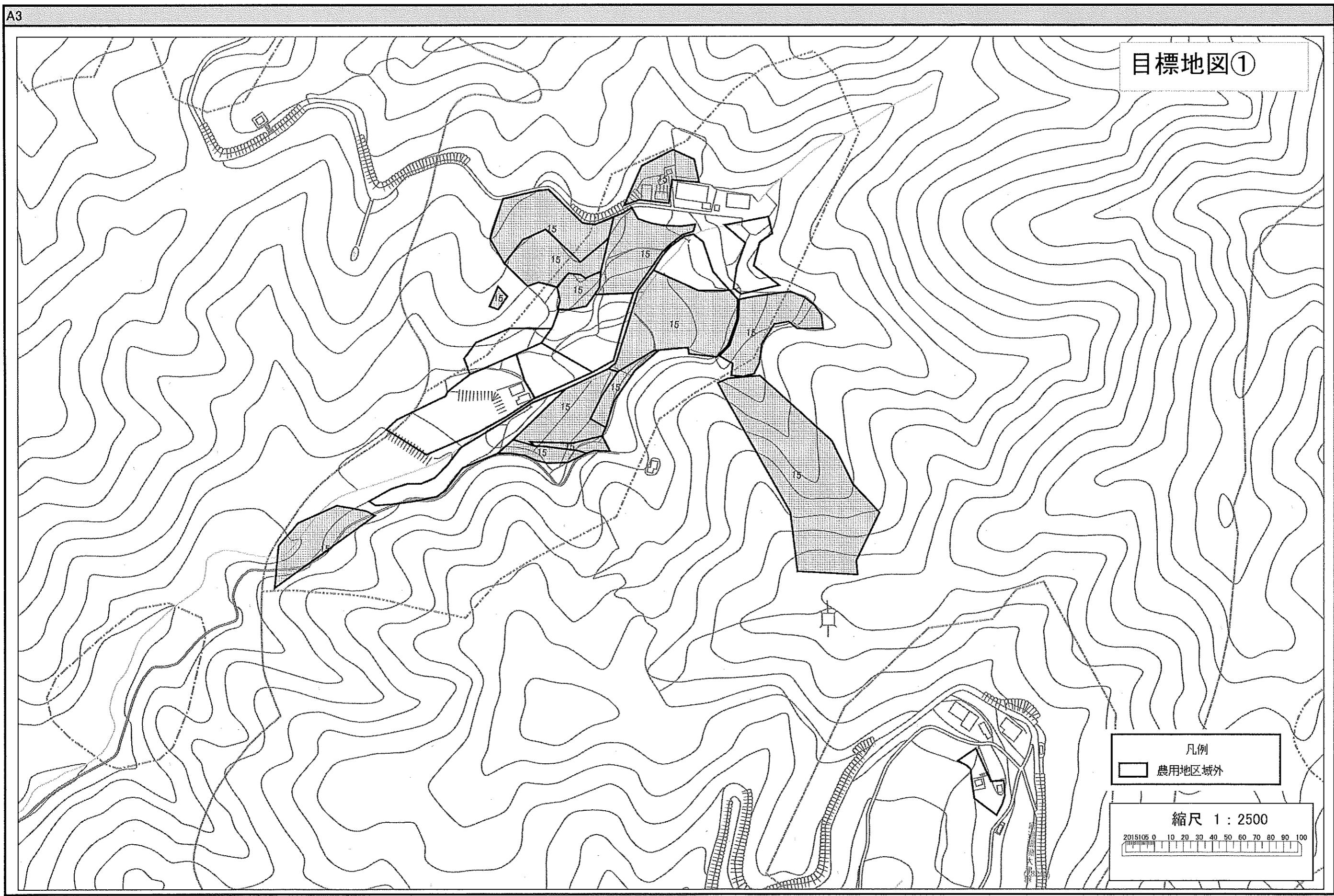
- ①年間農業所得、経営規模等から判断して農業経営基盤強化促進基本構想における
効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる個人
- ②農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったもの
の、従前の経営面積を維持又は拡大している個人又は法人

集営:集落営農

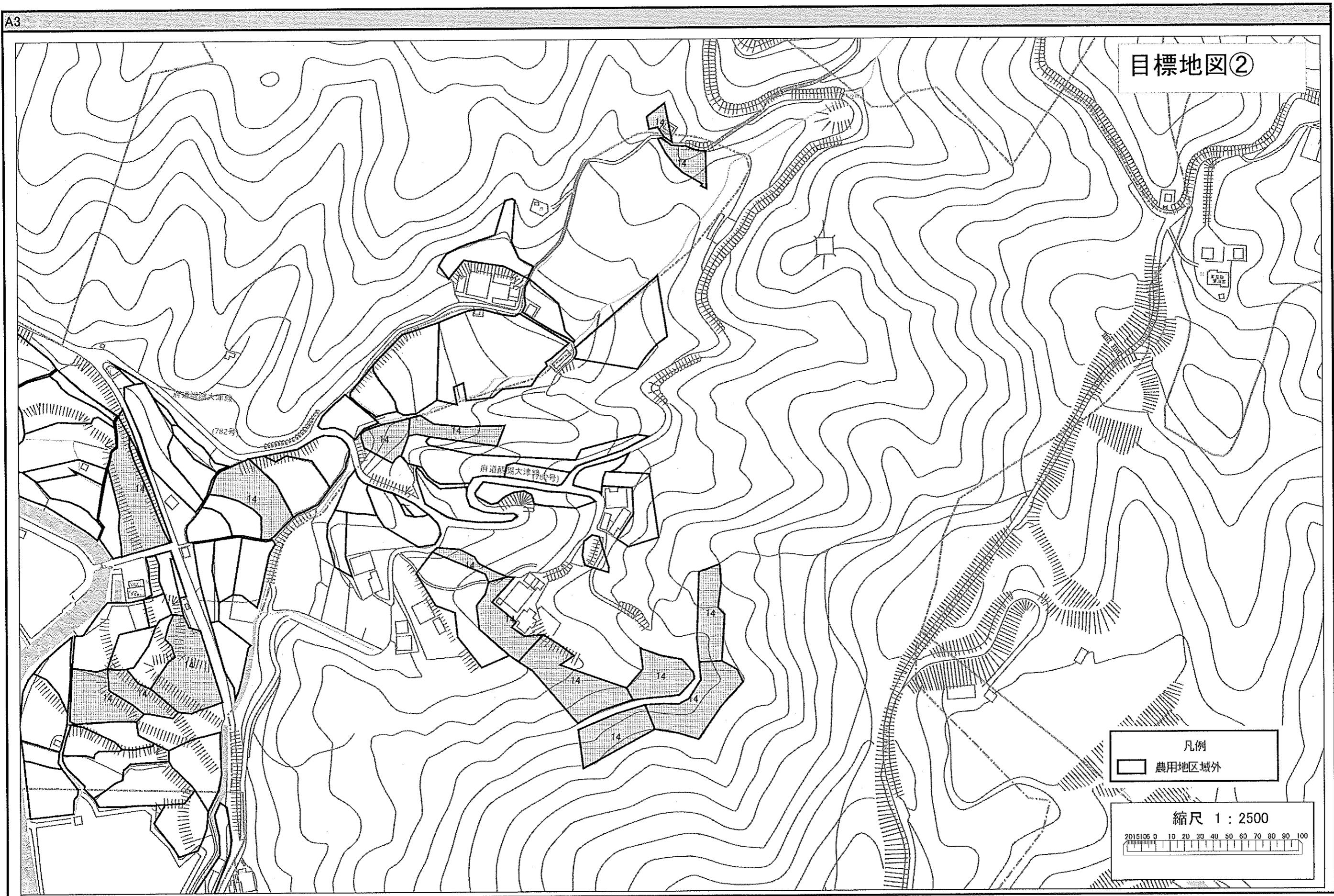
- ①農業経営基盤強化促進法第23条に基づき、地域の農地の3分の2以上を農作業
受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織
- ②複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象
作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織

利用者:上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者

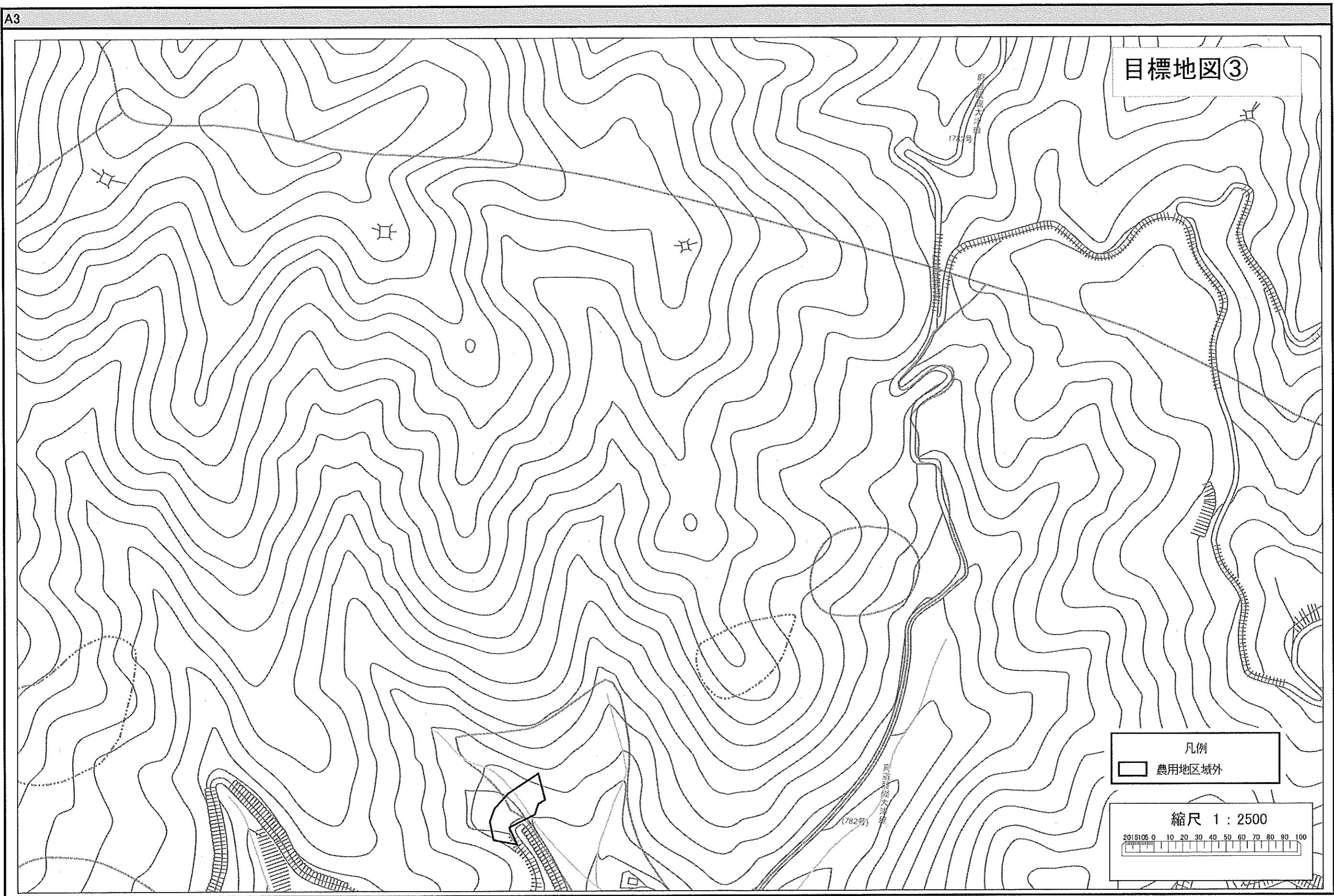
その他:本表は、目標時点における農業を担う者の一覧であり、現在に営農していても、目
標時点では別の農業者に全農地を引き継ぐ予定のある人は、一覧に掲載することが出
来ないと国から指導されている。現状と目標時点での地域の農地面積合計に変化が生じ
ないよう便宜上表記しているもの。

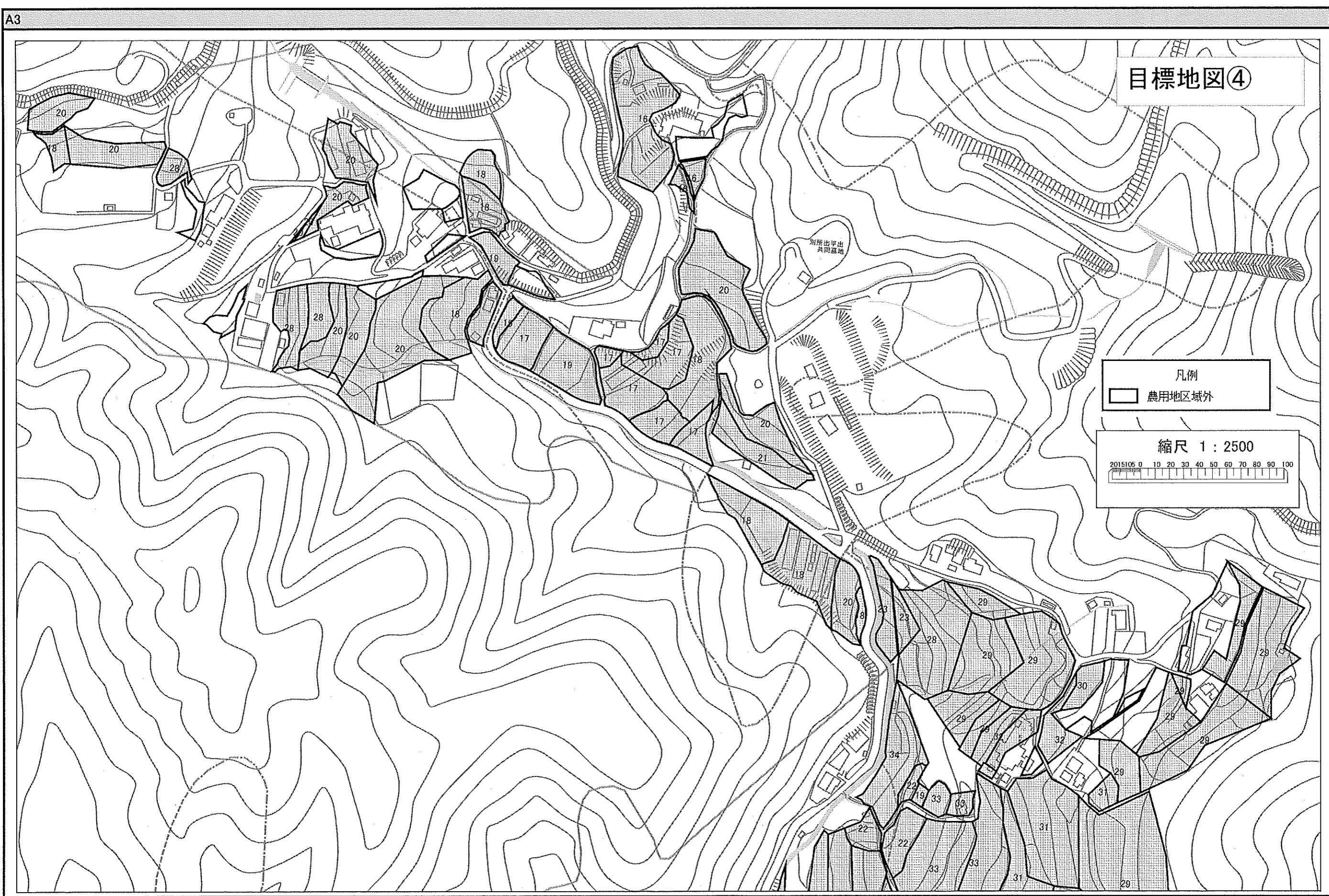


A3



A3





A3

